

提供年月日	令和2月4月27日
担当部課	都市建設部住宅課
担当者	松井・石井
連絡先電話番号	077-587-6322（直通）

野洲市空家対策について

(1)野洲市空家解体促進事業補助金について

※先着順の受付となり、予算に達しましたら終了となります。

目的

市民の安全・安心の確保、住環境の改善及び良好な景観の促進を図ることを目的に、市では空家の解体を推進するため、市内における危険な空家の解体工事を実施する所有者等に対し費用の一部を補助します。

対象空家

以下の全てを満たす空家

- 危険空家であること。
- 1年以上空家になっている市内の住宅（長屋、共同住宅を含む）又は店舗であること。
- 個人が所有するものであること。
- 故意に破損させたものでないこと。
- 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし当該権利者の同意があれば可能。

対象者

以下の全てを満たす者

- 空家の所有者又は相続人。ただし共有物があるときは他の共有者全員の同意が必要。
- 市税の滞納がない者。
- 暴力団員又は暴力団関係者でない者。
- この要綱による補助金の交付を受けたことがない者。

対象事業

以下の全てを満たす事業

- 空家を解体し、敷地を更地にする工事であること。
- 建築リサイクル法に基づく工事であること。
- 他の制度に基づく助成等の対象になっていないこと。
- 補助金の交付を決定する前に着手した工事でないこと。
- 空家等対策の推進に関する特別措置法による勧告を受けたものでないこと。
- 補助対象事業は当該年度2月末日までに完了する工事であること。
- 暴力団員又は暴力団関係者が関与する工事でないこと。

補助額

- 補助限度額 50 万円（解体工事費の 2 分の 1）

※解体工事費が 100 万円以上の場合、補助額は 50 万円。解体工事費が 100 万円未満の場合の補助額は解体工事費の 2 分の 1（千円未満切捨て）となります。

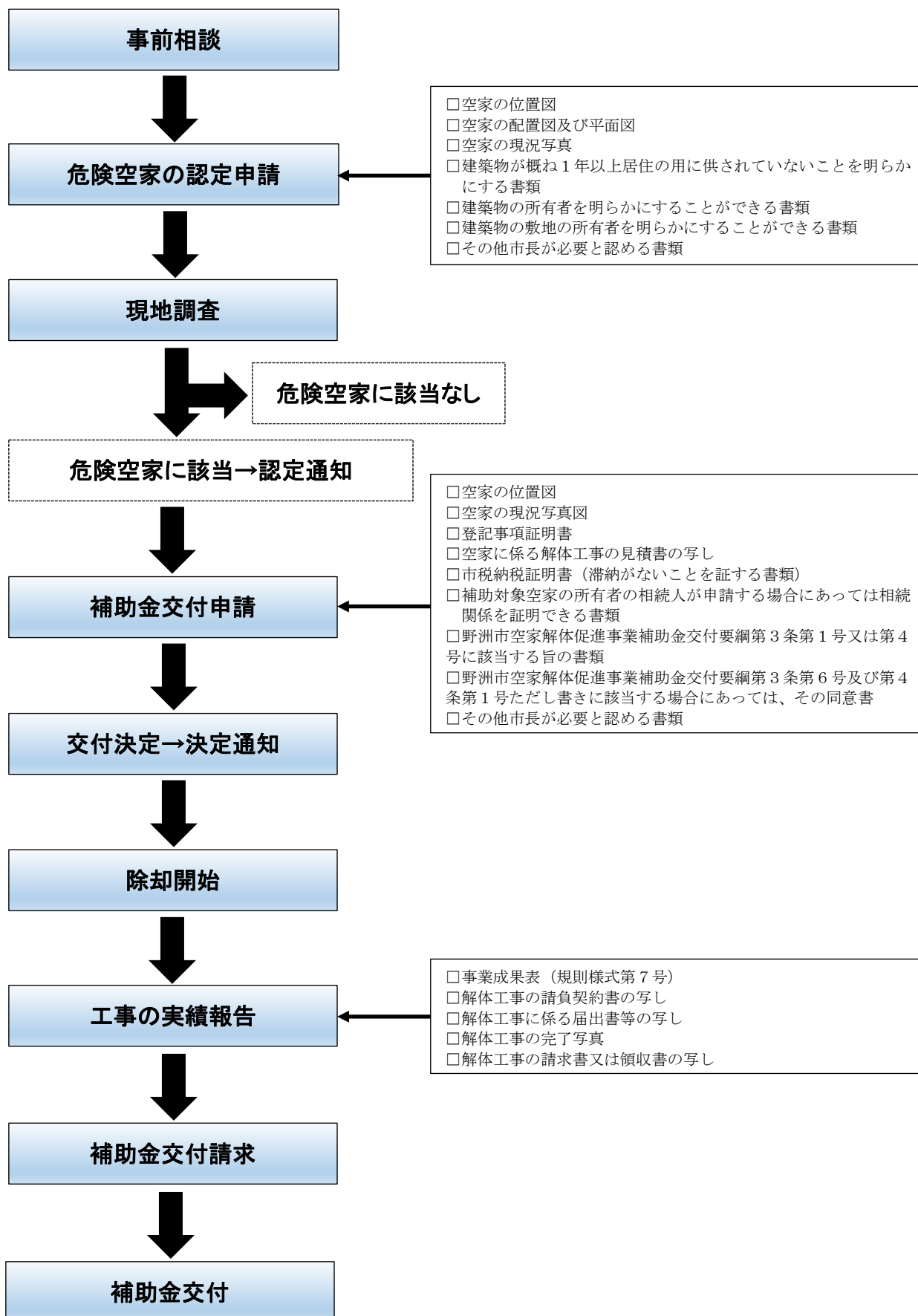
- 予算額の範囲内での交付となります。

その他

- 補助申請には、対象空家の調査、認定が必要となります。

危険空家認定及び野洲市空家解体促進事業補助金交付フロー

2020. 4. 1



野洲市資料提供

提供年月日	令和2年4月27日
担当部課	都市建設部住宅課
担当者	松井 石井
連絡先電話番号	077-587-6322（直通）

(2) 建築基準法に基づく美和コーポA棟に対する措置に係る県の対応について

令和2年2月18日付け野住第41号にて、建築基準法に基づく美和コーポA棟に対する措置について、滋賀県知事に対し資料2のとおり依頼したところ、令和2年3月31日付け滋住第367号及び滋建指第86号にて、資料1のとおり回答がありましたので報告します。

資料 1



滋 住 第 367 号
滋 建 指 第 86 号
令和2年(2020年)3月31日

野洲市長 山仲 善彰 様

滋賀県知事 三日月 大造

建築基準法に基づく美和コーポA棟に対する措置について

令和2年2月18日付け野住第41号で依頼のありました標記の件について下記のとおり回答します。

記

美和コーポA棟については、令和元年11月に甲賀土木事務所が建築基準法に基づく立ち入り調査を実施し、同月に建物所有者に対し立ち入り調査の結果を通知して、外装材等の破損、飛散を防止する措置および吹き付け材のアスベスト含有調査を求めたところです。これに対して、外装材等の破損、飛散を防止する措置については対応された箇所もありますが、引き続き継続した指導を行います。

なお、行政代執行に対する財政的支援について、貴市が指摘されている積極的な提案とは何を指しているのかは分かりませんが、県としては、市町の空き家対策の取組を支援するため、令和2年度から市町が行う代執行に対する補助制度を創設したところです。

貴市の案件の補助制度活用については、制度内容をご確認の上、ご検討いただければと考えております。

野 住 第 41 号
令 和 2 年 2 月 18 日

滋賀県知事

三日月 大造 様

野洲市長 山仲善彰

建築基準法に基づく美和コーポ A 棟に対する措置について（依頼）

野洲市ではこれまで、美和コーポ B 棟の取り扱いについては、貴殿の権限下にある関係機関と協議を行なうとともに、建築基準法（以下「建基法」という。）に基づく勧告後、手続きを進められなかったため、その除去も含めた対応を求めてきましたが、周辺地域住民の安全と安心のために、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）第 14 条第 9 項に基づき、令和 2 年 1 月 25 日に本市において行政代執行を実施したところです。

残る課題として、老朽化が著しいもう 1 つの集合住宅、美和コーポ A 棟については、平成 22 年 1 月 22 日付け滋南土管第 96 号により建基法第 10 条第 1 項に基づく勧告後、10 年が経過しており、コンクリートの亀裂や鋼材の腐食などの老朽化とアスベストの露出が進み、美和コーポ B 棟と同様になることが予想されるなか、未だ、勧告から進んだ措置がされていません。また、市民や報道関係者からも措置をどうするのか、注目されています。2 月 4 日の回答では、美和コーポ B 棟は、建基法での措置対象ではないとされていますが、美和コーポ A 棟は、逆に、本市に権限がある特措法では対象とはなっていません。建基法では、特措法と同じく所有者が措置をされない場合は、措置の対象となっていますので、行政代執行を視野に、勧告後、命令、戒告、代執行令と手続きを進めることが可能であり、行政の責務として、貴職の権限において手続きを進められることを求めます。

つきましては、当該勧告後の建基法に基づく手続き及び処分について改めて明らかにされるとともに、必要な措置をとられるようご依頼します。

なお、行政代執行に伴う財政的な支援については、確約というよりは積極的な提案を頂きましたので、今後、改めて請求する段階でご判断いただければ結構です。

記

建築物の名称	美和コーポ A 棟
建築物の所在地	野洲市野洲字外開 1399 番 6
構 造	鉄骨造陸屋根 3 階建